

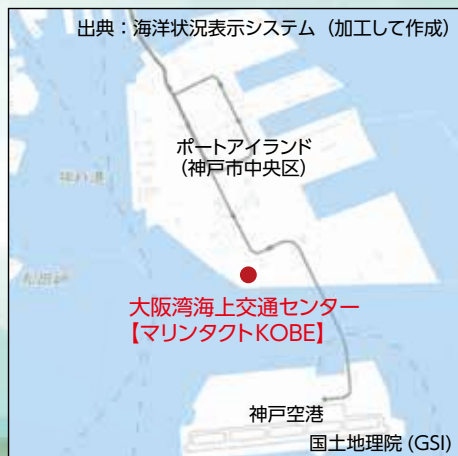
JCG 大阪湾海上交通センター

マリントクトKOBE

移転・機能強化

海の指揮者として
安全・安心を守ります

マリントクトKOBEという愛称は、海上交通センターが船を正しく導く様子をオーケストラで指揮者がタクトを振る姿と捉え、“航路のハーモニー”を奏で続けることを願って名付けられました。



JAPAN COAST GUARD
海上保安庁では、

海の管制官を募集しています!

第五管区海上保安本部交通部

TEL 078-391-6551 (代表)

大阪湾海上交通センター
(マリントクトKOBE)

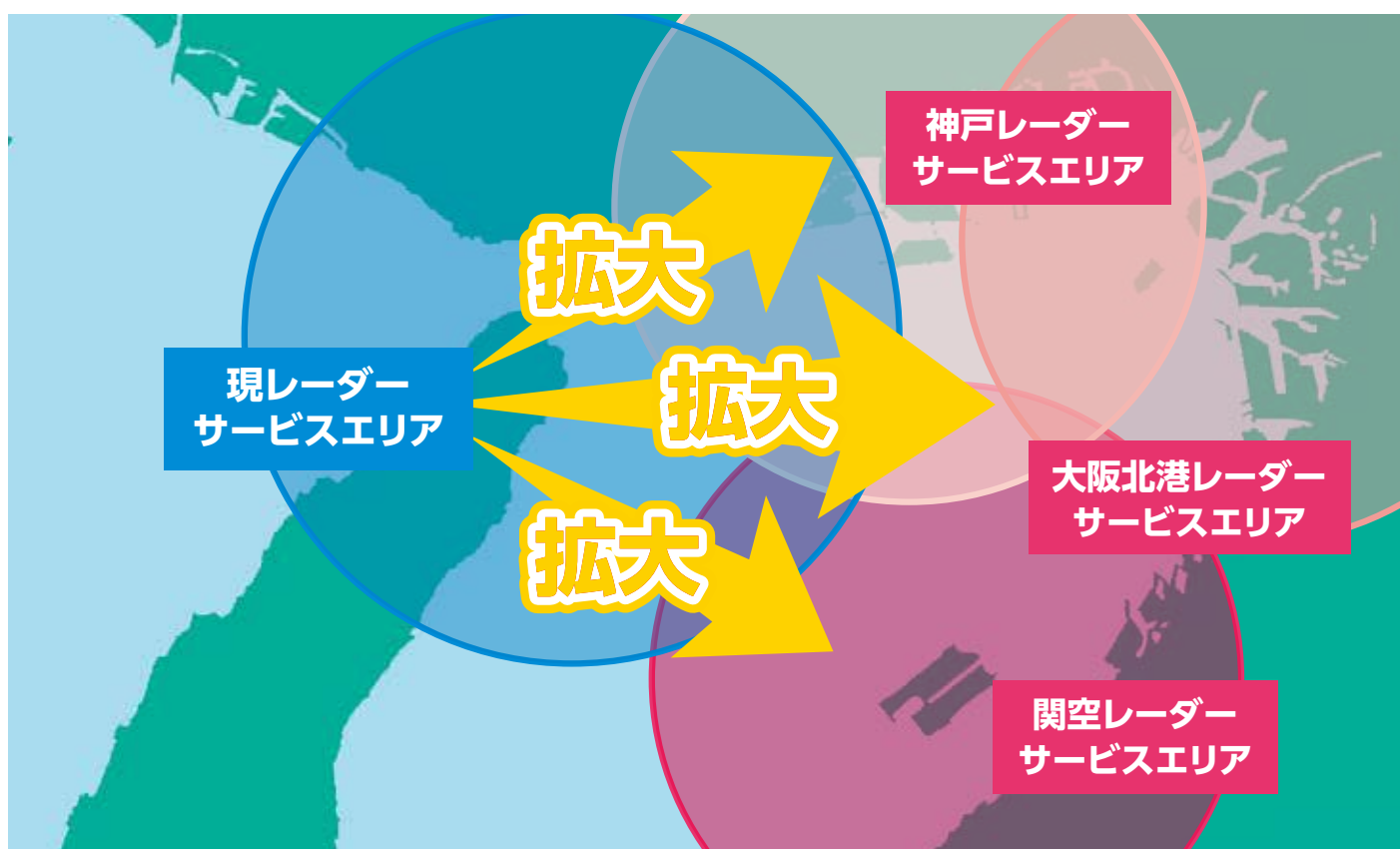
TEL 078-381-9118



大阪湾海上交通センター機能強化の概要

- レーダーサービスエリアを拡大します。
- ポートアイランドに移転し、阪神港大阪区・堺泉北区及び神戸区の港内交通管制を大阪湾海上交通センターで統合運用します。
- 船舶の安全航行のため拡大される情報聴取義務海域において情報提供等を行います。

レーダーサービスエリアの拡大イメージ



大阪湾海上交通センターの概要

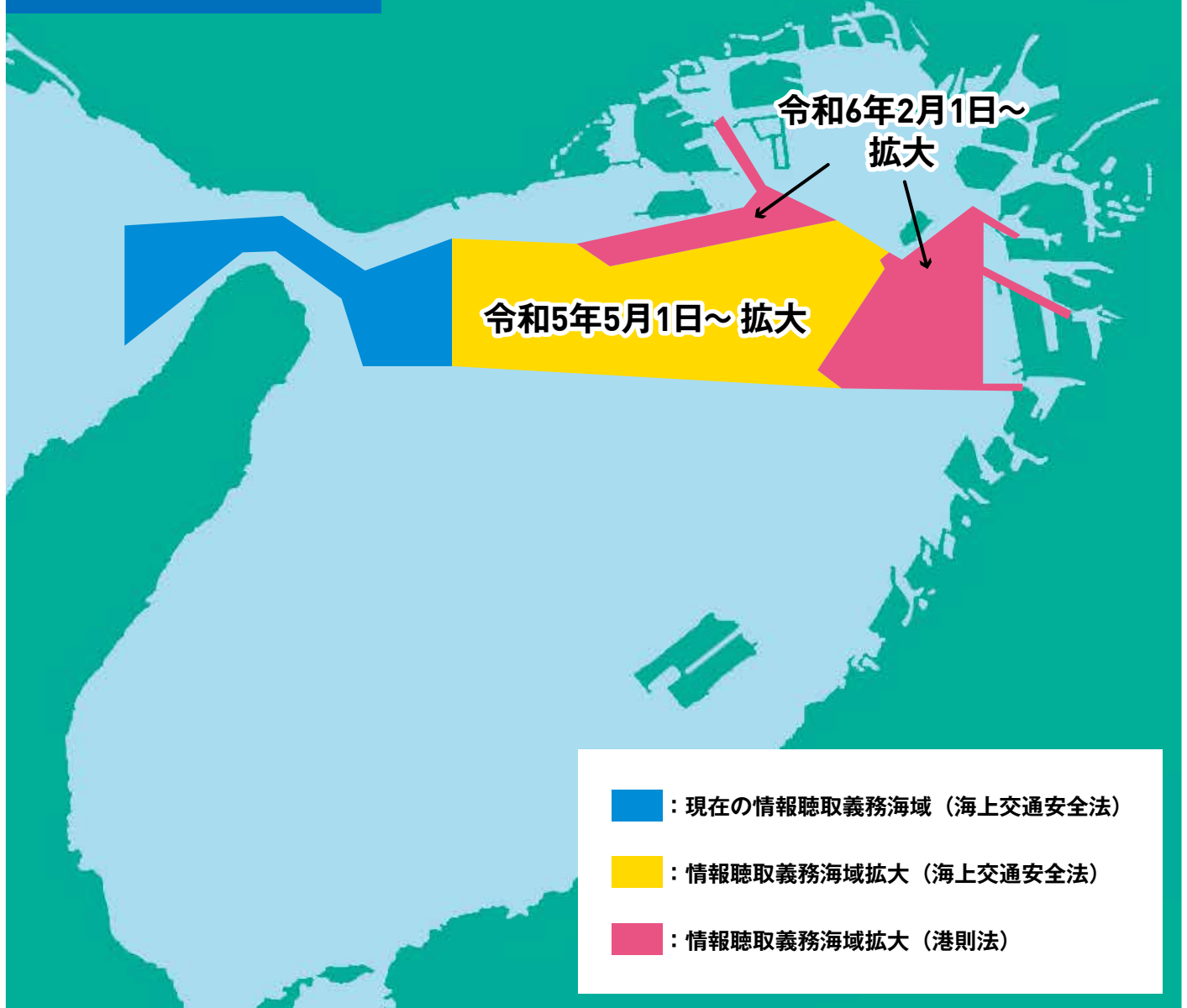
大阪湾海上交通センターは、レーダー、AIS、気象観測装置等によって得られる航行船舶の動静、気象現況等の情報をもとに、レーダーサービスエリア等を航行する船舶に対して船舶の安全運航に必要な情報提供等を行い、船舶交通の安全確保を図っています。

情報聴取義務(常時)

適用:令和5年5月1日～,令和6年2月1日～

大阪湾北部海域を航行する船舶に対し、大阪湾海上交通センターが VHF 無線電話で提供する情報の聴取義務海域が拡大されます。

情報聴取義務海域(常時)



情報聴取の対象船舶

海上交通安全法適用海域では、長さ 50 メートル以上の船舶

港則法適用海域では、総トン数 500 トンを超える船舶

情報提供等

情報聴取義務海域において、大阪湾海上交通センターから船舶の安全航行を支援するための情報提供等を行います。

情報聴取義務(異常気象等時)

適用:令和5年5月1日~

異常気象等*時に、大阪湾内の船舶交通に危険が生じるおそれのある場合、関西国際空港周辺海域の船舶に対し、大阪湾海上交通センターが VHF 無線電話で提供する情報の聴取義務海域が設定されます。

*異常気象等とは、台風、発達した低気圧、地域特有の季節風に伴う荒天その他地震に伴い発生する津波等、通常とは異なる気象又は海象をいいます。

情報聴取義務海域(異常気象等時)



情報聴取の対象船舶

異常気象等時における情報聴取義務海域に存在する長さ50メートル以上の船舶

情報提供等

異常気象等時において、大阪湾海上交通センターから船舶の安全航行を支援するための情報提供等を行います。

情報提供の開始(終了)

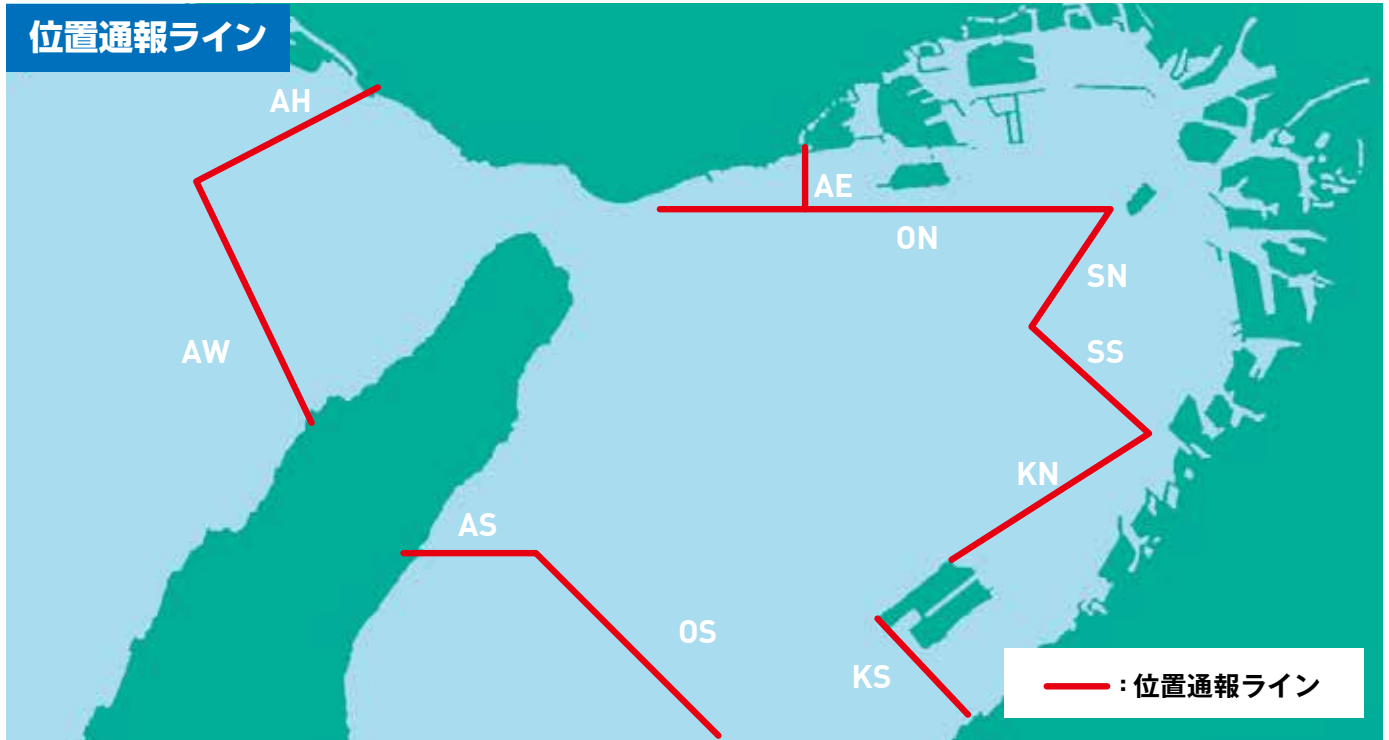
第五管区海上保安本部長が、異常気象等時に関西国際空港の陸岸から3海里内の海域に錨泊自粛勧告を発出(解除)することに併せ、大阪湾海上交通センターにより行われる情報提供の開始(終了)期間を公示します。

位置通報

適用:令和5年5月1日~

航路や情報聴取義務海域内に存在する船舶を把握するため、位置通報ラインを通過等する対象船舶は、大阪湾海上交通センターに対し VHF 無線電話等による位置通報をお願いします。

なお、AIS を搭載し、適切に運用している船舶は位置通報をする必要はありません。



対象船舶 (AISを搭載し、適切に運用している船舶を除く)

- ・長さ50メートル以上の船舶
- ・長さ100m以上の物件えい航船等

通報時期

- ・最初の位置通報ライン通過時
- ・錨泊船にあっては運航開始時
→運航開始時とは抜錨し、前進行き足をつけるときをいいます。

通報事項

- 1 船名及び呼出符号
- 2 現在位置又は通過した位置通報ラインの略称
- 3 運航開始又は通過時刻
- 4 行き先

目的港等の AIS 情報の不適正な入力が散見されます。適正入力をお願いします。

【よくある不適正入力】

- 例 1 >JP TYO
…目的港が前港のまま未変更
- 例 2 >KOBE JAPAN
…国及び港を不適正に入力
- 例 3 UKB
…国を表す記号や>の未入力

位置通報 (例)



大阪湾海上交通センター

おおさかマーチス、こちらは〇〇丸。
位置通報します。
本船の呼出符号はJG0000、▲▲港を出港し、
現在●●ラインを通過中。
行き先は◎◎港■岸壁です。

〇〇丸、こちらはおおさかマーチス。
貴船の位置を確認しましたので、これで位置通報を受け付けました。



〇〇丸

航路通報・事前通報

- ◆海上交通安全法の規定により、巨大船等が航路を航行しようとするときは、あらかじめ、航路航行予定時刻等を海上保安庁長官（海上交通センター所長）に通報しなければなりません。
- ◆港則法の規定により、省令で定める総トン数又は長さ以上の船舶が水路を航行しようとするときは、あらかじめ、水路航行予定時刻等を港長（海上交通センター所長経由）に通報しなければなりません。

通報方法

NACCS による通報

NACCS (<https://www.naccs.jp/>) はこれまでどおり利用できます。



NACCS

メールによる通報

適用: 令和5年10月1日～

阪神港大阪区・堺泉北区及び神戸区の港内交通管制を大阪湾海上交通センターで統合運用します。メールによる通報時は航路通報・事前通報の共通様式が使用できます。

※通報先メールアドレスは大阪湾海上交通センターにお問合せ下さい。

※共有様式の
入手は

こちらから→



エクセル版



PDF 版

電話等による通報

適用: 令和5年3月12日～(航路通報)
令和5年10月1日～(事前通報)

航路通報

現行	明石海峡航路	電話: 0799-82-3030, 0799-82-3032
令和5年3月12日～	明石海峡航路	電話: 078-302-7611, 078-302-7612

事前通報

現行	神戸中央航路(神戸区)	電話: 078-326-2630
	南港水路・木津川運河水面(大阪区)	電話: 06-6599-0175
	堺水路(堺泉北区)	電話: 06-6599-0176
	浜寺水路(堺泉北区)	電話: 06-6599-0177
令和5年10月1日～	神戸中央航路(神戸区)	電話番号は決定次第、 HP等で別途お知らせします。
	南港水路(大阪区)	
	堺水路・浜寺水路(堺泉北区)	

VHF 無線電話による通報

適用: 令和5年10月1日～

海上交通安全法及び港則法に基づく通報等で用いる VHF 無線電話による呼出名称を「おおさかマーチス」に統一します。

※阪神港大阪区・堺泉北区における VHF 無線電話による情報提供等は、令和5年9月30日までは引き続き呼出名称「おおさかハーバーレーダー」で行います。

大阪湾海上交通センターで使用する
VHF 無線電話の CH

16CH: 呼出及び応答
13CH: 呼出及び通信
14CH 及び 66CH: 通信

※海上交通安全法の航路通報に併せて港則法の事前通報を行う場合は、港内の係留施設名及び管制水路入航予定時刻を追加する又は上記のメールによる通報時の共通様式を使用して下さい。

※書面による通報の場合は、大阪湾海上交通センターに持参又は郵便より提出して下さい。
大阪湾海上交通センター 〒650-0047 兵庫県神戸市中央区港島南町7-2-22

台風等の異常な気象・海象が予想される場合等において
走錨等に起因する事故防止に万全を期すため

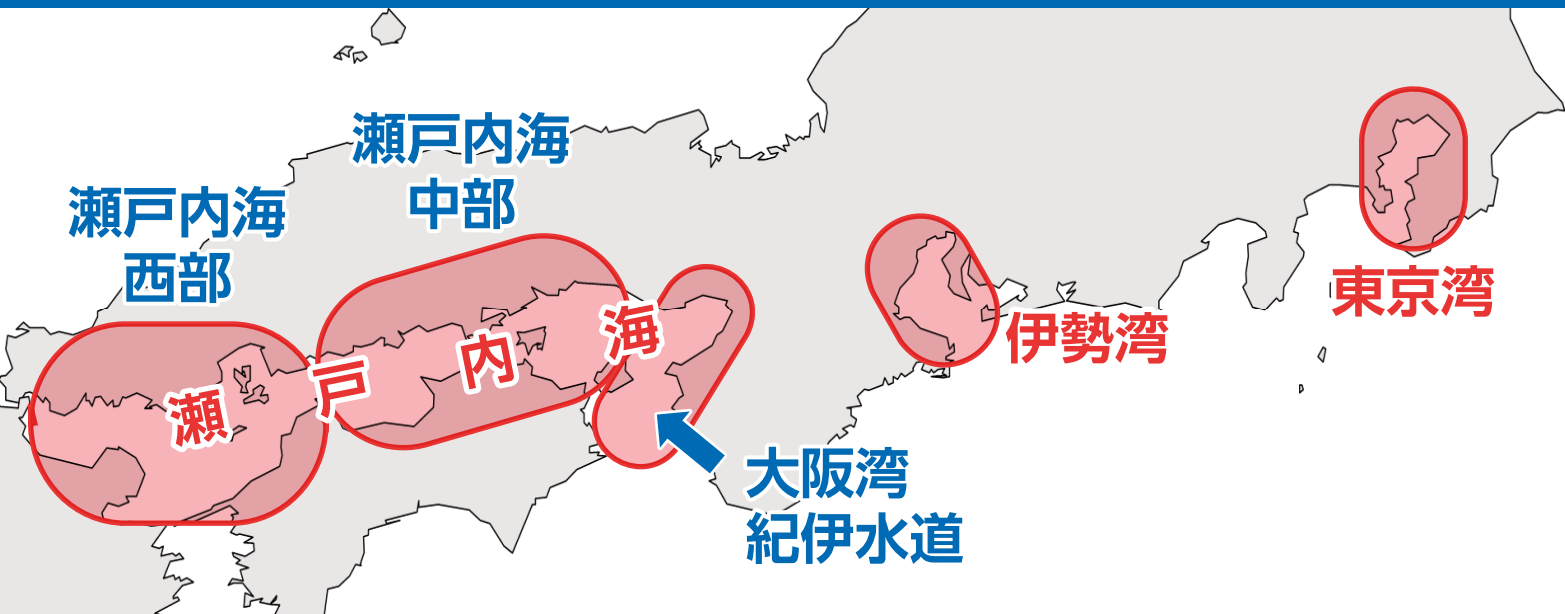
湾外避難等の勧告・命令に関する制度等を創設

「海上交通安全法等の一部を改正する法律」令和3年7月1日施行

三大湾等における湾外避難等の勧告・命令制度等

- 船舶の湾外避難、湾内の錨泊制限等の勧告・命令制度
- 重要施設周辺海域等における走錨事故等防止のための情報提供、危険回避措置の勧告制度
- 湾外避難等の円滑な実施に関する必要な協議を行うための協議会の設置
- 湾内全域からの船舶の避難を一体的に実施するための海上保安庁長官による港長権限の代行制度

湾外避難等の勧告・命令制度の対象海域



- 東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海(大阪湾・紀伊水道を含む)を対象
- 瀬戸内海は3つの海域に分けて運用されます

問合せ先



第五管区海上保安本部
交通部航行安全課
電話 078-391-6551



走錨事故防止
ポータルサイト

走錨事故防止に役立つ

以下のような情報を掲載しています。

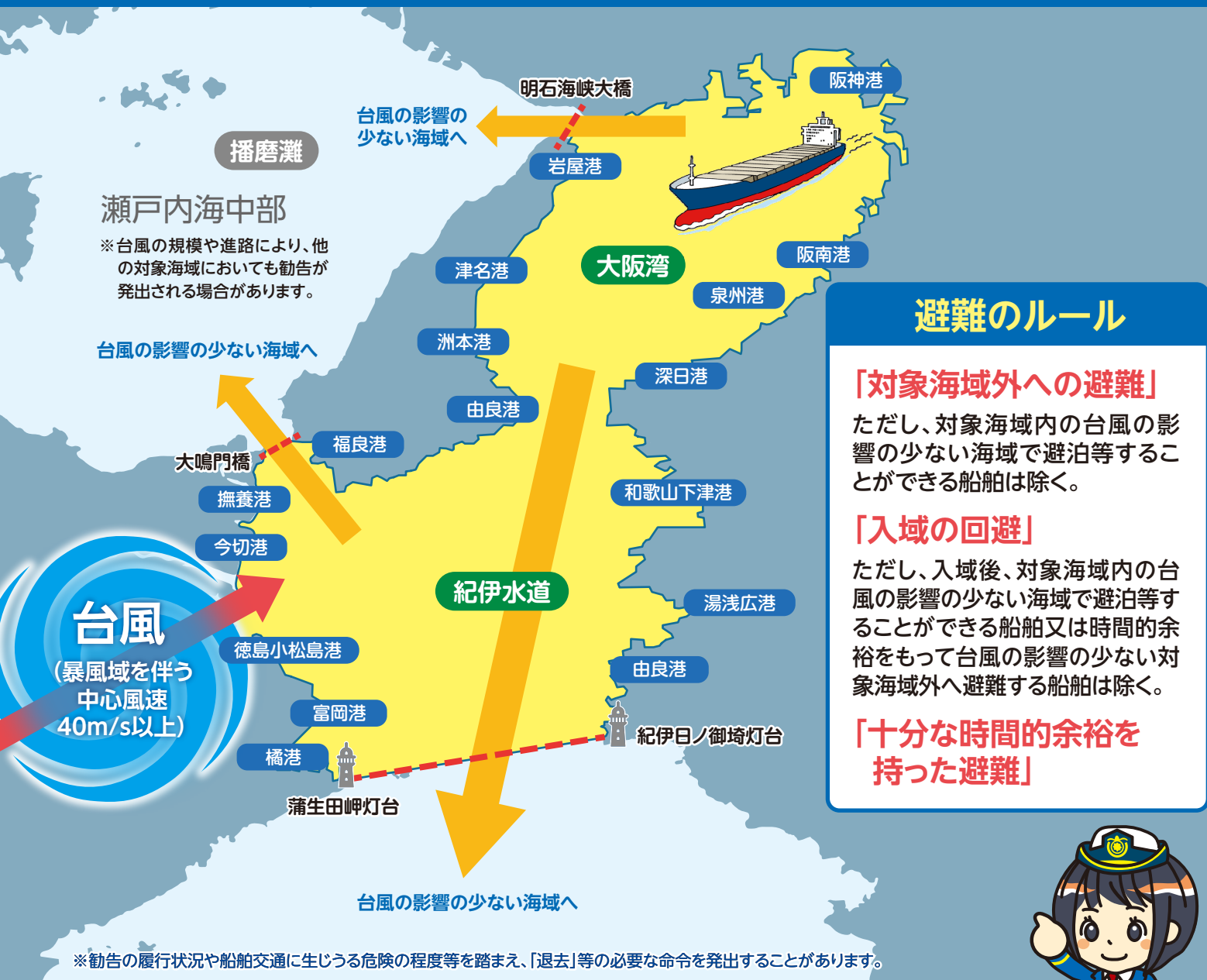
- 台風進路図、外洋波浪予想図
- 東京湾、伊勢湾、瀬戸内海の錨泊船舶の状況図
- 灯台等で観測した風向、風速等に関する情報
- 投揚錨作業と事故防止、台風を錨泊避航した状況図、船員教育に役立つ動画情報

(2021年7月作成)

大阪湾・紀伊水道における湾外等避難のルール

第五管区海上保安本部では、**勢力の強い台風による異常な気象・海象が予想される場合**、海上交通安全法の規定に基づき、**大阪湾(紀伊水道を含む)外の台風の影響の少ない海域への避難等の勧告を発出**します。

ルールの概要と対象海域



「対象海域外への避難」及び「入域の回避」の対象船舶

■ **長さ200m以上**
客船、フェリー、貨物船

■ **長さ160m以上**
自動車運搬専用船、コンテナ船、ガスタンカー、タンカー

■ **総トン数5万トン以上の危険物船**
(液化ガス船を除く)

■ **総トン数2万5千トン以上の液化ガス船**

ただし、以下に該当する船舶は対象外です。

● 定期航路事業に従事する内航船舶(内航定期旅客船・内航RORO船等)

● 「平水」、「沿海」又は「限定近海」の航行区域を有する内航船舶

海難防止イメージキャラクター
ハルちゃん



※対象船舶以外の船舶においても、安全に避難できる海域に避難しようとする船舶は、十分な時間的余裕をもって避難を開始してください。

走錨海難防止のための航行ルール

暴風又は暴風雪に関する気象警報の発表が予想される時は、次の航行ルールが適用されます。

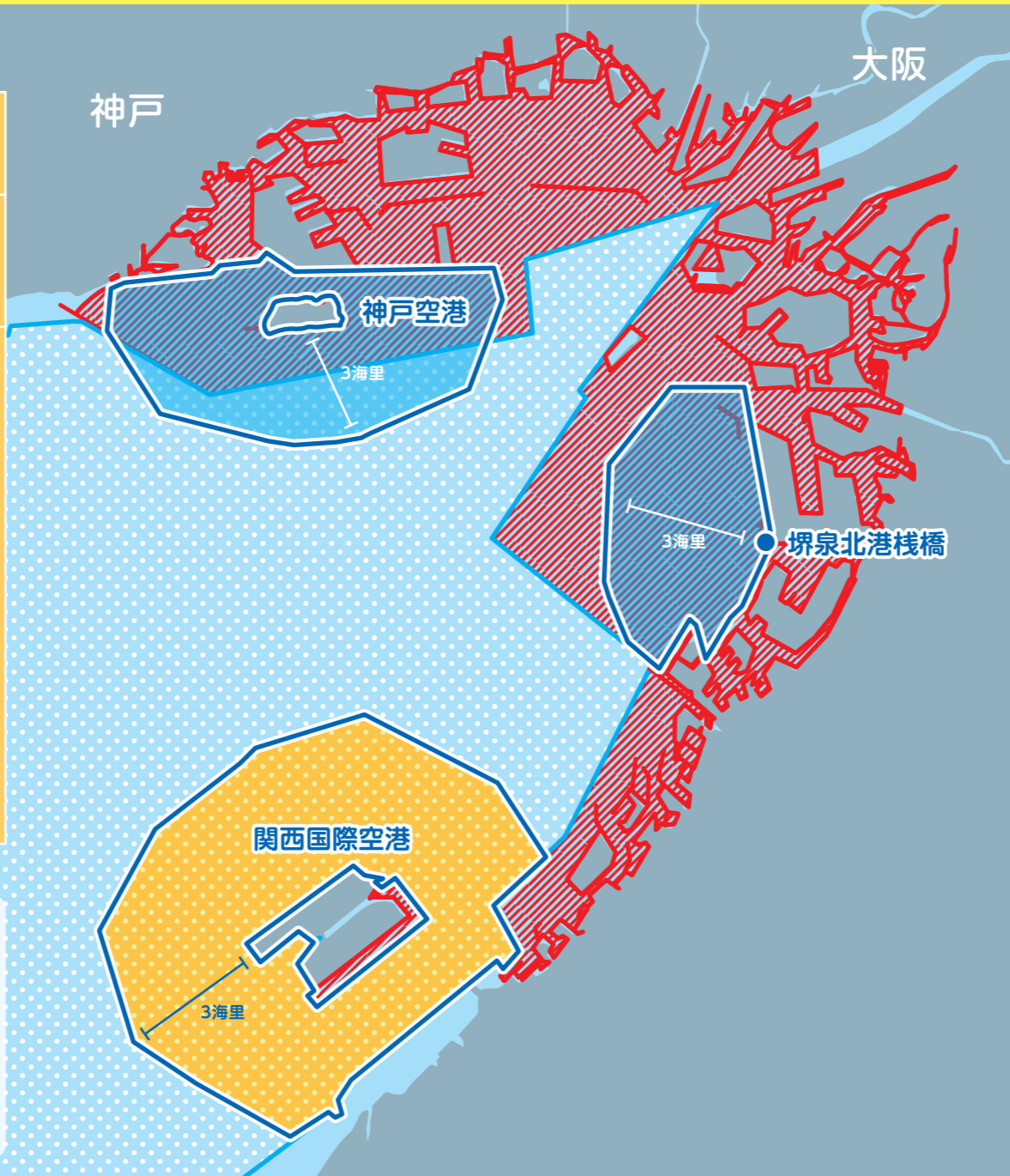
●関西国際空港から3海里内に「錨泊自粛勧告」を発出※1

※1 適用法令：海上交通安全法第32条第2項
勧告に従わない船舶は、個別に勧告又は命令(罰則あり)を発出することがあります。

●神戸空港及び堺泉北港棧橋※2から3海里内に「錨泊自粛勧告」を発出※3

※2 「コスモ石油(株)堺製油所原油棧橋」、「大阪ガス(株)泉北製造所第二工場LNG第2棧橋」、「堺LNG(株)堺LNGセンター棧橋」
※3 適用法令：港則法第39条第4項 勧告に従わない船舶は、個別に勧告又は命令(罰則あり)を発出することがあります。

▶ 関西国際空港	
海域	関西国際空港(関空島)の陸岸から3海里(約5.5キロメートル)の範囲
期間	大阪府泉佐野市、泉南市又は泉南郡田尻町において暴風又は暴風雪に関する気象警報が発表されるような現象発生の可能性があると判断されるとき。
船舶	<ul style="list-style-type: none"> 一 100総トン以上の船舶は、関西国際空港の陸岸から3海里以内の海域に錨泊しないこと。 二 関西国際空港から3海里以内の海域に錨泊中の100総トン以上の船舶は、直ちに同海域外へ出域すること。ただし、次の船舶を除く。 <ul style="list-style-type: none"> ① 人命又は財産の保護、公共の秩序の維持その他公益上の必要が認められる用務を行うため、やむを得ず対象海域で錨泊する船舶 ② 海上保安庁の船舶 ③ 船舶交通の危険を回避するため、やむを得ず対象海域で錨泊するものとして第五管区海上保安本部長が認めた船舶 ④ 前各号に掲げるもののほか、第五管区海上保安本部長が認めた船舶



▶ 神戸空港	
海域	神戸空港(神戸空港島)の陸岸から3海里(約5.5キロメートル)の範囲
期間	兵庫県神戸市において、暴風又は暴風雪に関する気象警報が発表されるような現象発生の可能性があると判断されるとき。
船舶	<ul style="list-style-type: none"> 一 100総トン以上の船舶は、神戸空港から3海里以内の海域に錨泊しないこと。 二 神戸空港から3海里以内の海域に錨泊中の100総トン以上の船舶は、直ちに同海域外へ出域すること。ただし、次の船舶を除く。 <ul style="list-style-type: none"> ① 人命又は財産の保護、公共の秩序の維持その他公益上の必要が認められる用務を行うため、やむを得ず錨泊自粛海域で錨泊する船舶。 ② 海上保安庁の船舶 ③ 船舶交通の危険を回避するため、やむを得ず錨泊自粛海域で錨泊するものとして阪神港長が認めた船舶 ④ 前各号に掲げるもののほか、阪神港長が認めた船舶

▶ 堺泉北港棧橋	
海域	堺泉北港棧橋から3海里(約5.5キロメートル)の範囲
期間	阪神港堺泉北区において、暴風又は暴風雪に関する気象警報が発表されるような現象発生があると判断された場合
船舶	100総トン以上の船舶は、原則として堺泉北港棧橋から3海里以内の海域での錨泊は避けること。

 海上交通安全法適用海域  港域

周知方法
錨泊自粛勧告を発令する際は、五管区地域航行警報、NAVTEX航行警報による周知のほか、巡視船艇、海の安全情報、無線放送、AIS、台風対策協議会等により周知します。



第五管区海上保安本部 〒650-8551 神戸市中央区波止場町1-1
TEL 078-391-6551(代表) 【問合せ先】交通部航行安全課

個別のお問合せはこちら

- ◎神戸空港周辺海域 神戸海上保安部航行安全課 TEL 078-331-6743
- ◎堺泉北港棧橋周辺海域 大阪海上保安監部航行安全課 TEL 06-6571-0223
- 堺海上保安署 TEL 072-244-5076



走錨事故防止ポータルサイト

<https://www.kaiho.milt.go.jp/mission/kaiyoukotsu/soubyo.html>
走錨事故防止に役立つ情報を掲載しています。

和歌山県 潮岬の沿岸域に

すい せん こう ろ

“推薦航路”を設定します

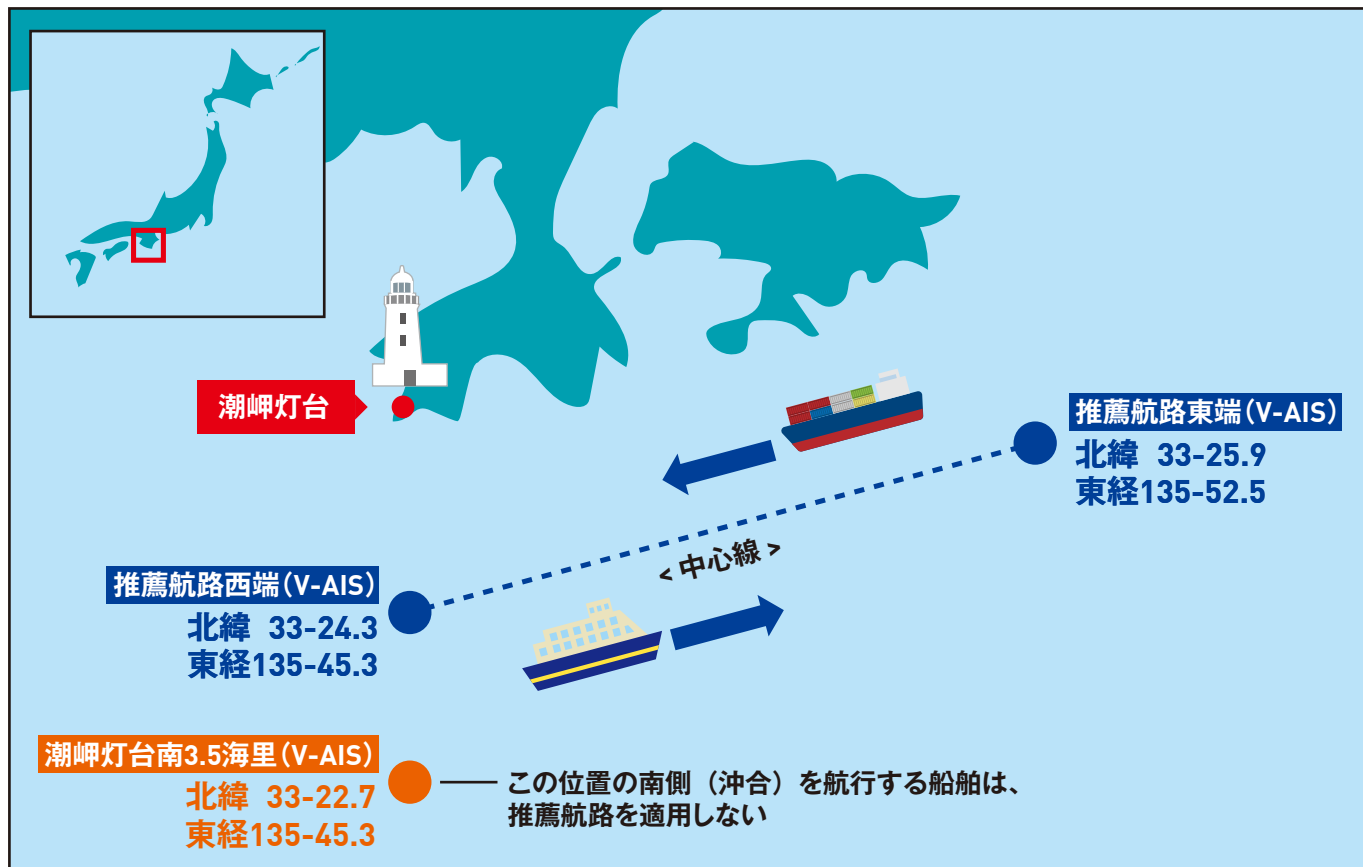
開始日

2023年
6月1日

(日本時間09:00)



潮岬灯台の南3.5海里以内の海域を航行する船舶は、安全のため右側航行にご協力をお願いします。



- ◆推薦航路とは、SOLAS 条約に基づき、国際海事機関が指定する航路のひとつです。
- ◆海図に、航路の中心線及び航行方向が表示されるほか、航路の西端位置、東端位置及び適用海域の範囲を示す位置に、**バーチャル AIS 航路標識 (V-AIS) のシンボルマーク**が表示されます。
- ◆水路通報により情報を入手して海図の更新をお願いします。

水路通報 HP <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/tuho/nm.html>

問い合わせ

第五管区海上保安本部 交通部 航行安全課
兵庫県神戸市中央区波止場町 1 番 1 号

☎ 078-391-6551

